

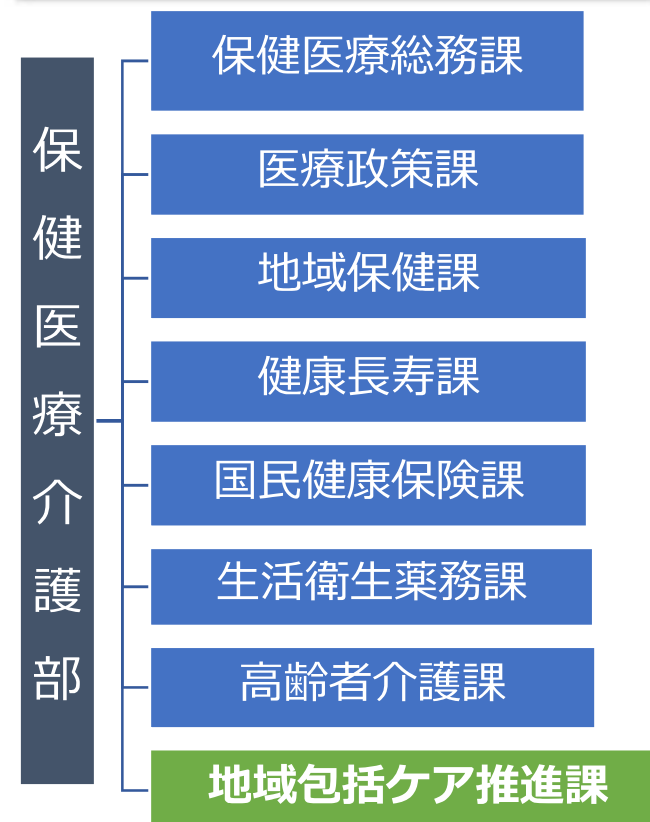
在宅医療に必要な連携を担う拠点について

2025年7月30日

沖縄県保健医療介護部地域包括ケア推進課

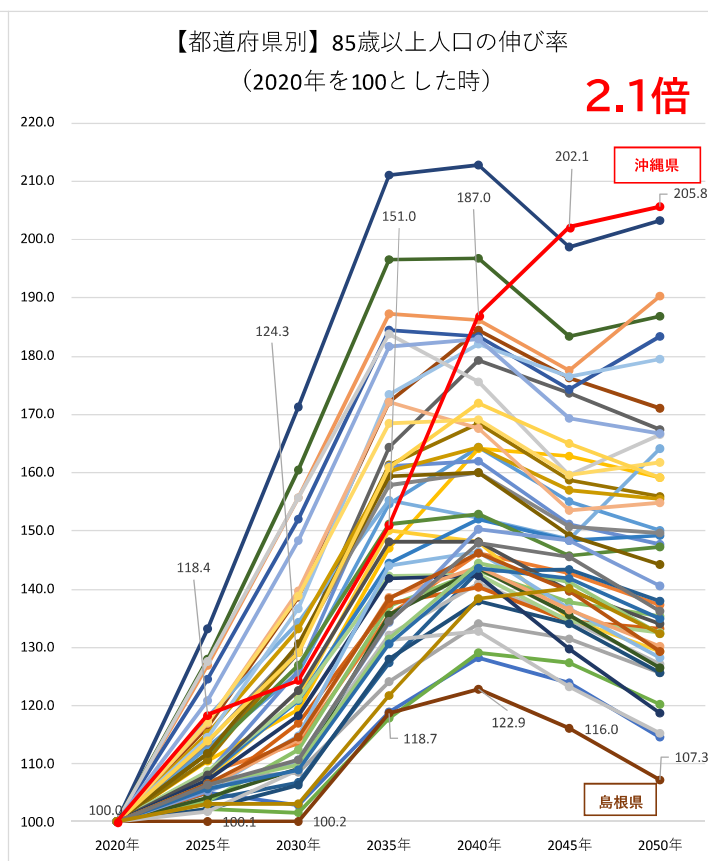
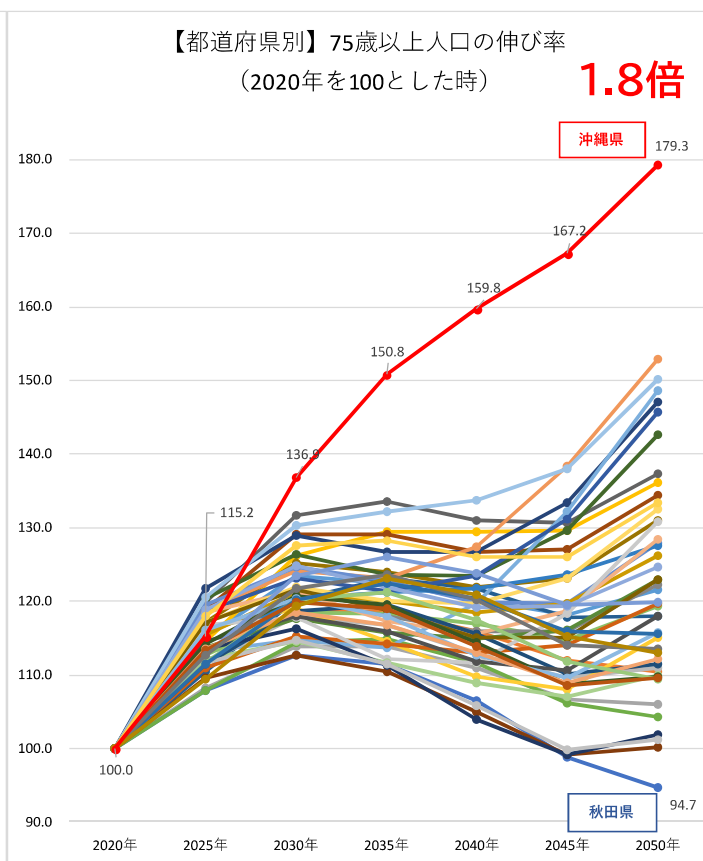
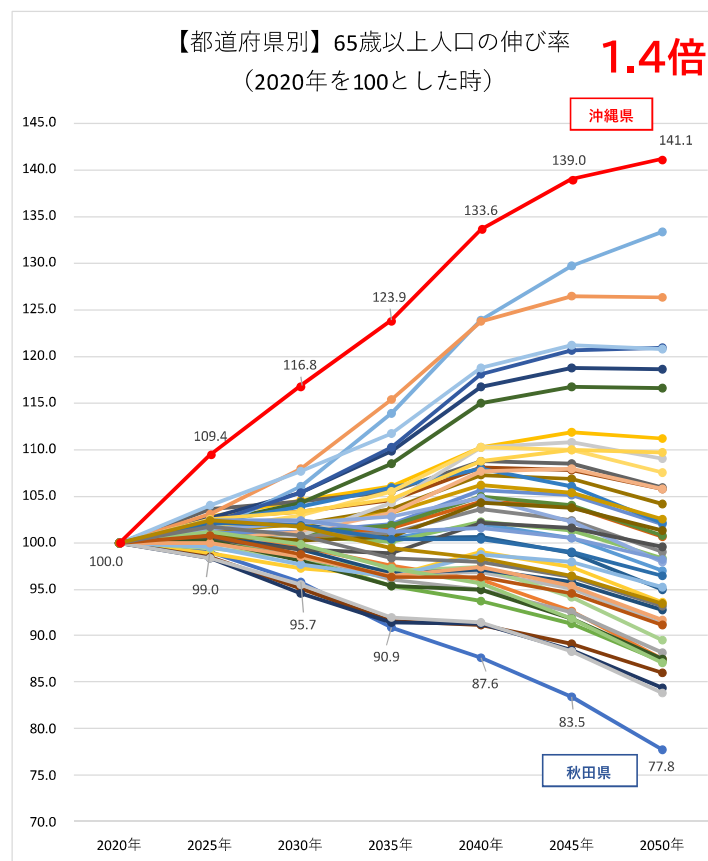
地域包括ケア推進課のご紹介

- ◆ **高齢者福祉に関すること**
社会参加促進（かりゆし長寿大学校、ねんりんピック、新百歳慶祝等）
- ◆ **高齢社会対策の総合企画調整に関すること**
高齢者保健福祉計画（介護保険事業支援計画）の推進等
- ◆ **地域包括ケアシステムの深化に関すること**
介護保険法に基づく地域支援事業の実施に係る市町村支援
- ◆ **認知症施策の推進に関すること**
認知症の正しい理解の促進、認知症の保健医療体制整備等
- ◆ **高齢者の権利擁護に関すること**
高齢者虐待防止、成年後見制度利用促進等
- ◆ **在宅医療、介護連携に関すること**
在宅医療の体制整備、在宅医療・介護連携に係る市町村支援



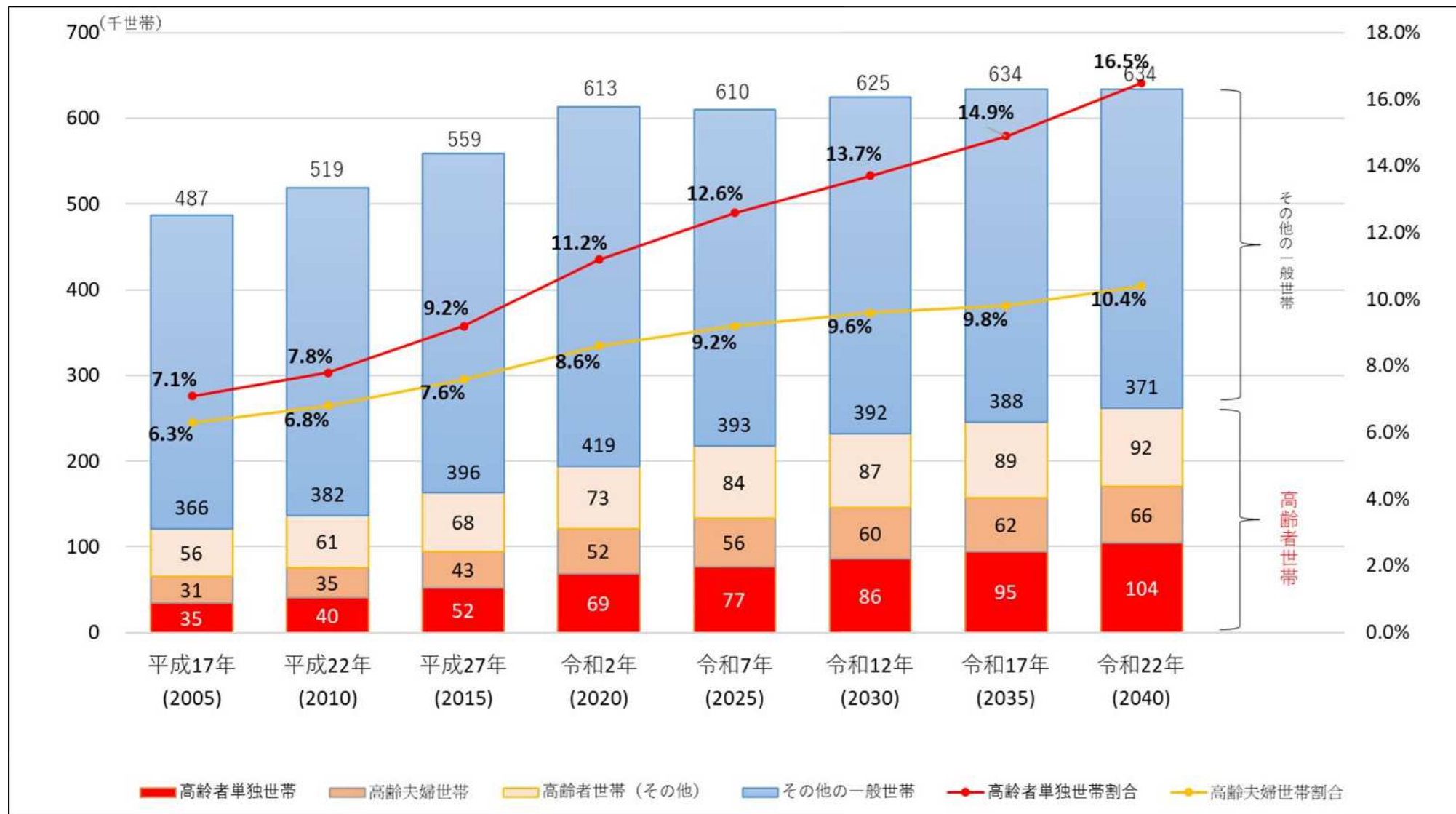
沖縄県の高齢化に関する現状

- 沖縄県の全国一高い伸び率で高齢者人口が継続して増加
- 特に、要介護認定の割合が上昇する75歳以上人口の伸び率が突出して増加



沖縄県の世帯類型別の世帯数の推移

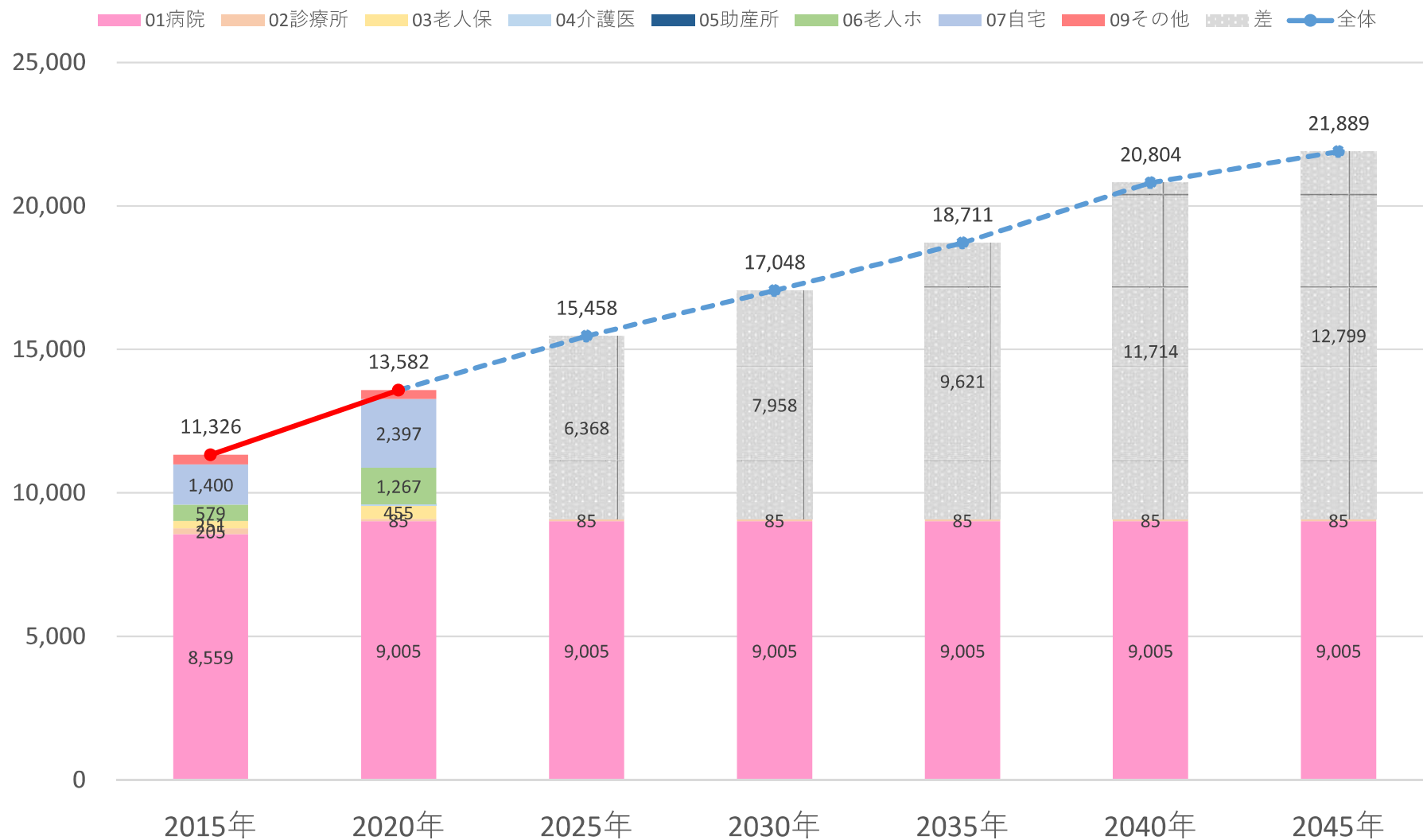
高齢者単独世帯、高齢夫婦世帯ともに増加、特に高齢者単独世帯の伸び率が高い



沖縄県における死亡者数の将来推計

推計死亡者数も増加するため住み慣れた場所で最後まで過ごせる療養支援体制の充実が必要

推計死亡者数（R3ベース、沖縄県全体）



沖縄県保健医療部推計

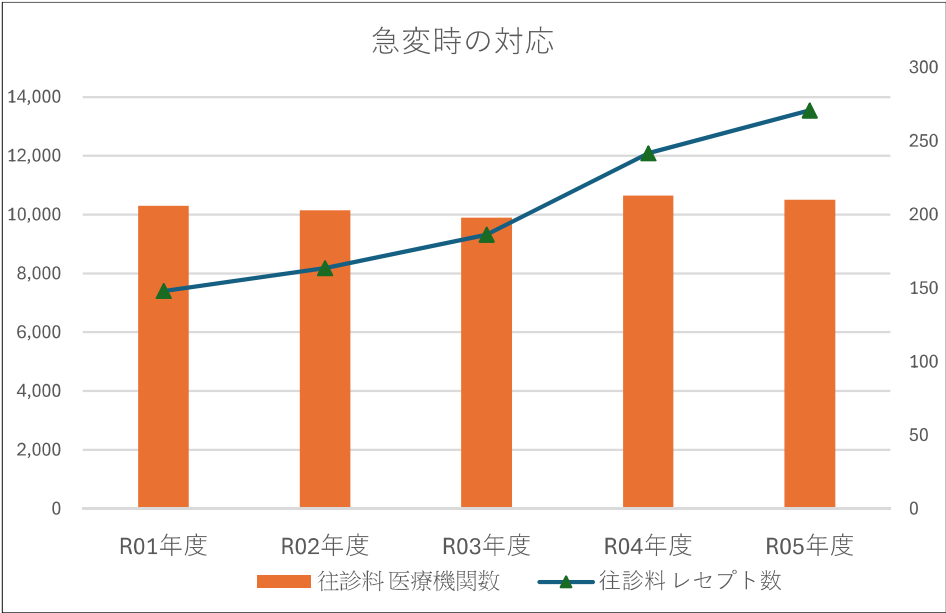
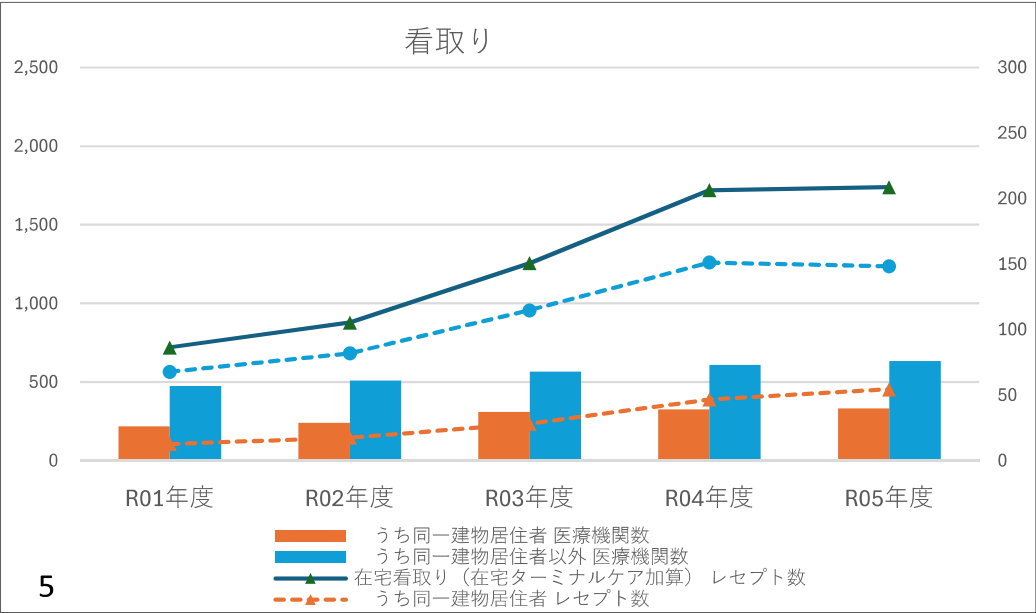
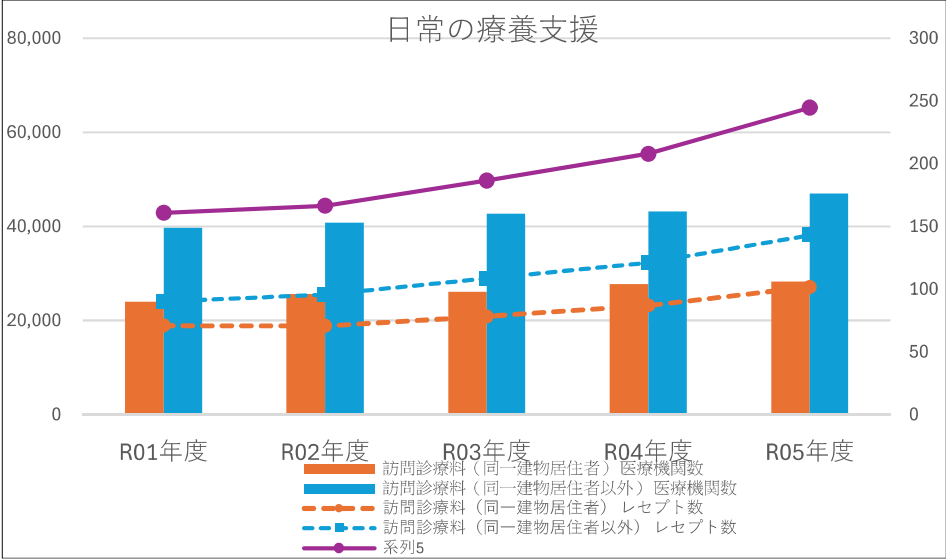
沖縄県の在宅医療の提供実績(実数)

主な在宅医療の提供量、実施医療機関は増加傾向

日常の療養支援		R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度
訪問診療料(同一建物居住者)	レセプト数	18,905	18,847	20,868	23,181	27,119
	医療機関数	90	96	98	104	106
訪問診療料(同一建物居住者以外)	レセプト数	24,001	25,545	28,900	32,252	38,115
	医療機関数	149	153	160	162	176

急変時の対応		R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度
往診料	レセプト数	7,404	8,182	9,314	12,087	13,542
	医療機関数	206	203	198	213	210

看取り		R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度
在宅看取り(在宅ターミナルケア加算)	レセプト数	720	878	1,256	1,720	1,740
	医療機関数	68	77	87	86	92
うち同一建物居住者	レセプト数	106	147	235	389	454
	医療機関数	26	29	37	39	40
うち同一建物居住者以外	レセプト数	565	683	957	1,260	1,236
	医療機関数	57	61	68	73	76



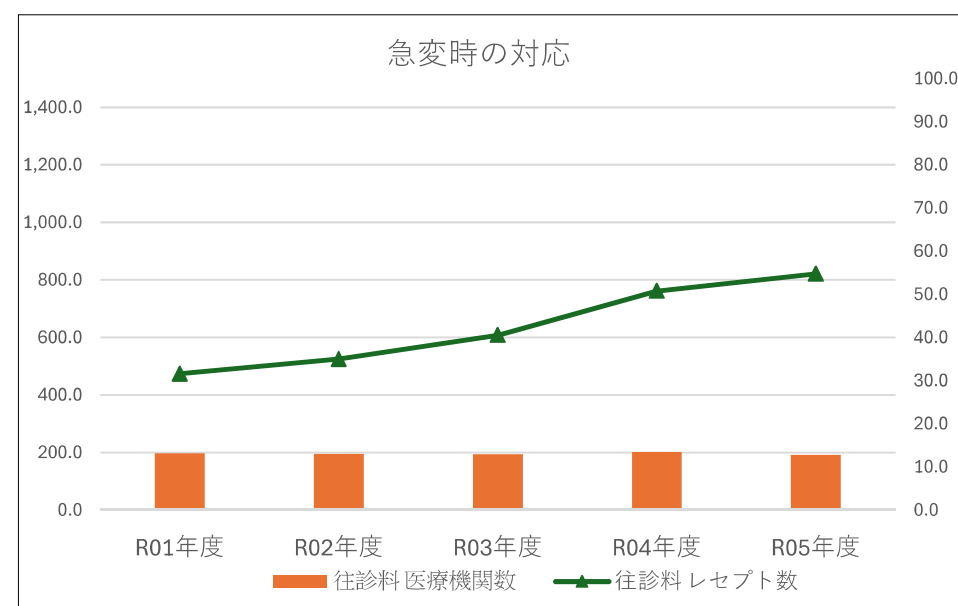
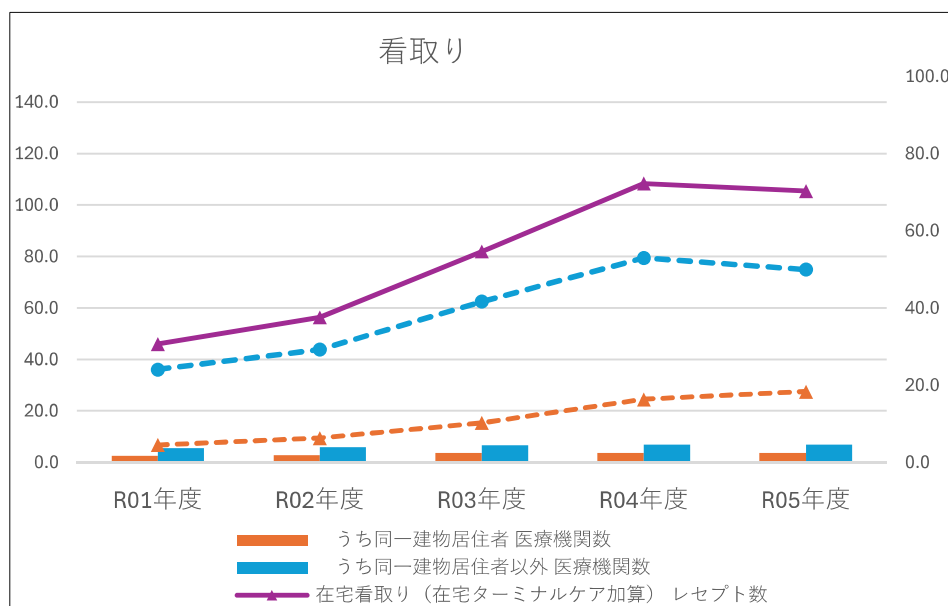
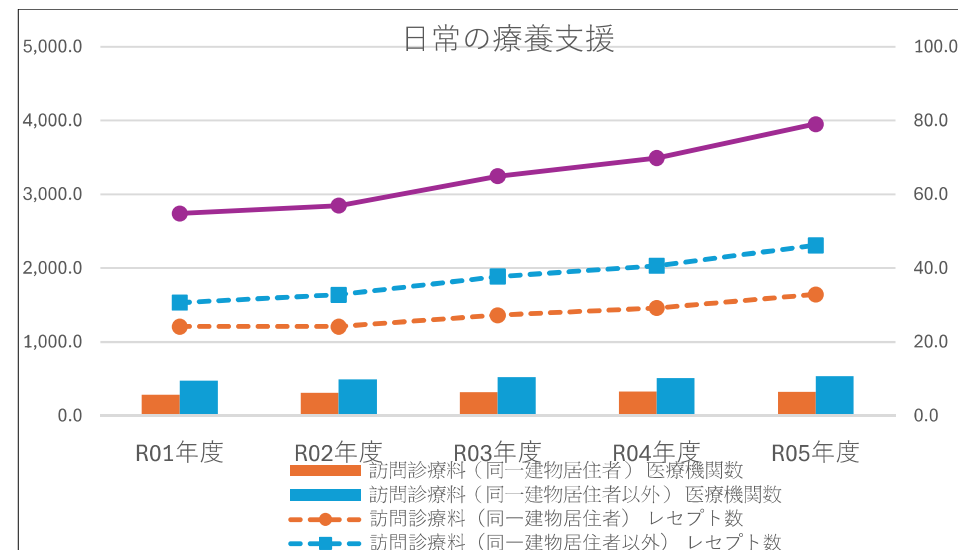
沖縄県の在宅医療の提供実績(75歳以上人口あたり)

75歳以上人口あたりの主な在宅医療の提供量は増加傾向にあるが、高齢者人口は今後も高い伸び率で増加するため体制の充実に取り組む必要がある

日常の療養支援		R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度
訪問診療料(同一建物居住者)	レセプト数	1,207.9	1,208.7	1,361.6	1,460.7	1,643.5
	医療機関数	5.8	6.2	6.4	6.6	6.4
訪問診療料(同一建物居住者以外)	レセプト数	1,533.5	1,638.3	1,885.6	2,032.3	2,309.9
	医療機関数	9.5	9.8	10.4	10.2	10.7

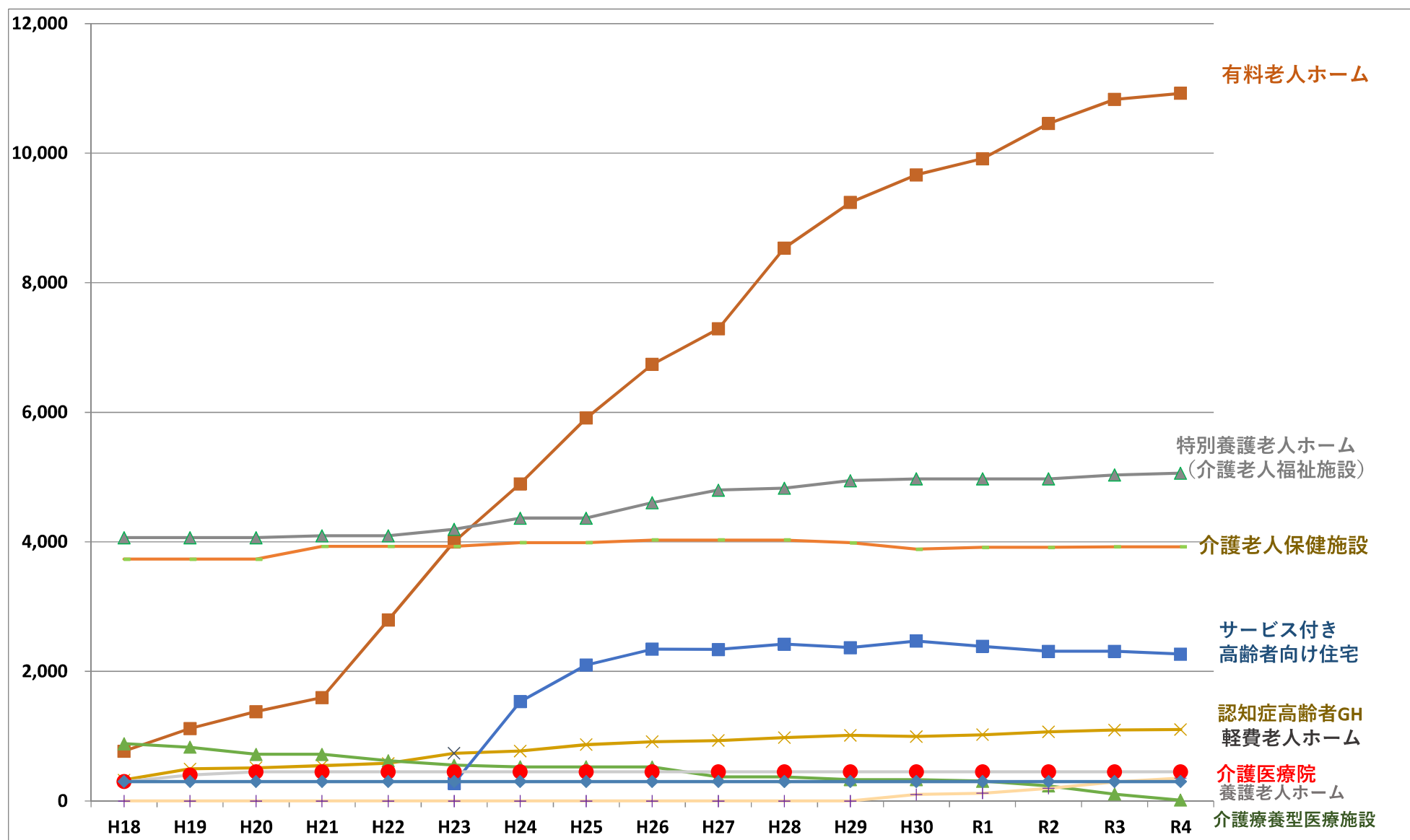
急変時の対応		R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度
往診料	レセプト数	473.1	524.7	607.7	761.7	820.7
	医療機関数	13.2	13.0	12.9	13.4	12.7

看取り		R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度
在宅看取り(在宅ターミナルケア加算)	レセプト数	46.0	56.3	82.0	108.4	105.5
	医療機関数	4.3	4.9	5.7	5.4	5.6
うち同一建物居住者	レセプト数	6.8	9.4	15.3	24.5	27.5
	医療機関数	1.7	1.9	2.4	2.5	2.4
うち同一建物居住者以外	レセプト数	36.1	43.8	62.4	79.4	74.9
	医療機関数	3.6	3.9	4.4	4.6	4.6



高齢者向け住まい・施設の定員数

沖縄県では有料老人ホームが高齢者の住まいとして大きい割合を占めているため、その特徴を踏まえた医療支援が重要



介護保険施設と医療機関の連携強化

R6年度の介護報酬改定で、介護保険施設は協力医療機関を定めることが義務付けられ、施設と協力医療機関の実効性のある連携体制の構築が求められている。

医療と介護の連携の推進－高齢者施設等と医療機関の連携強化－

協力医療機関との連携体制の構築

省令改正

- 介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院

【基準】

- ア 以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。＜経過措置3年間＞
- ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 - ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
- ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

協定締結状況(R7.1月末現在) ※県所管施設分

	施設数	①相談対応	②診療	③入院
特別養護老人ホーム	54	42	41	36
介護老人保健施設	37	32	31	32
特定施設入居者生活介護	27	21	21	15
介護医療院	6	6	6	6

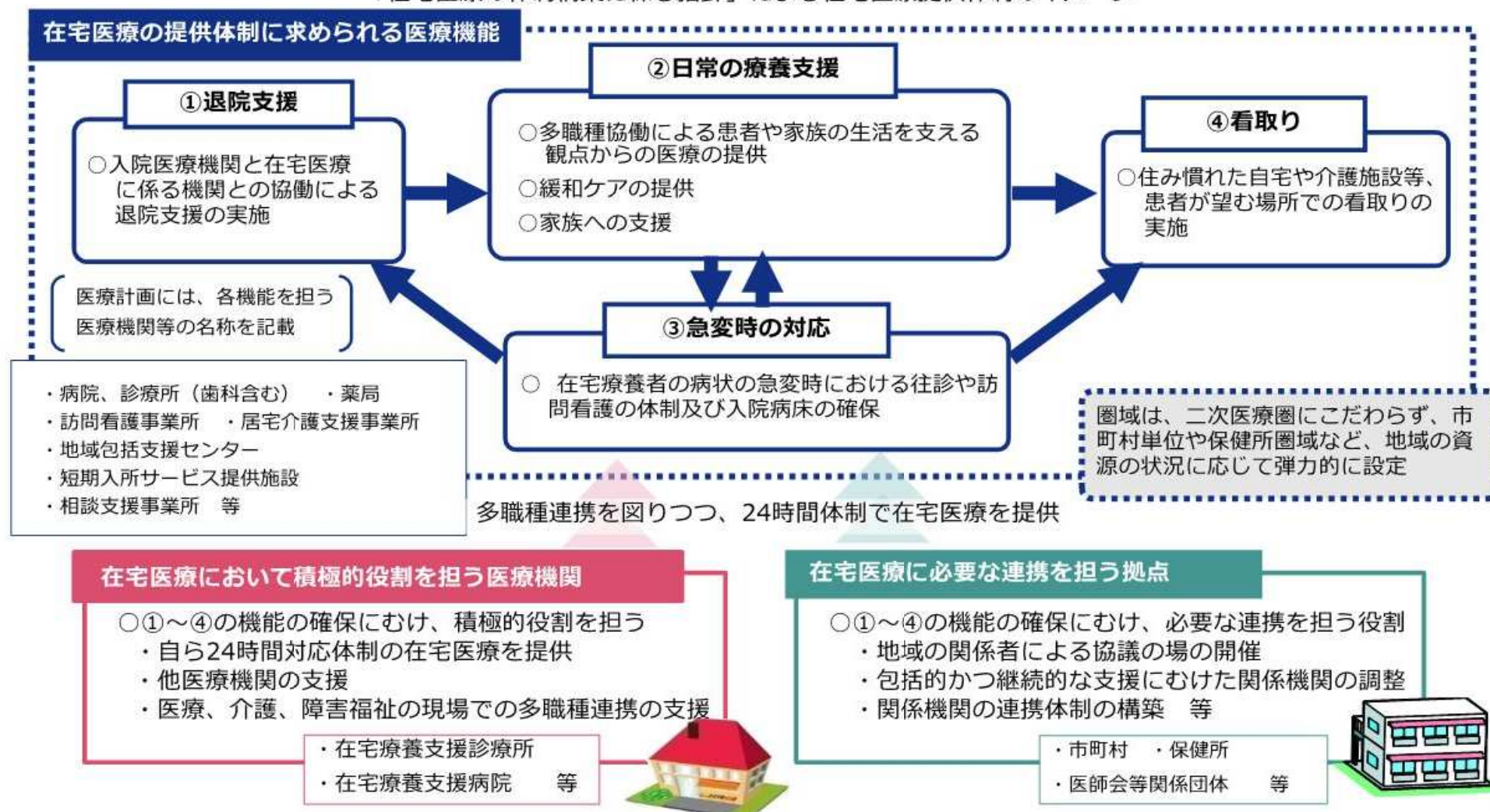
在宅医療の体制整備

＜在宅医療に必要な連携を担う拠点の運用に向けて＞

在宅医療の体制について

○ 在宅医療の体制については、都道府県が策定する医療計画に、地域の実情を踏まえた課題や施策等を記載するものとされている。国は「在宅医療の体制構築に係る指針」を提示し、都道府県が確保すべき機能等を示している。

～ 「在宅医療の体制構築に係る指針」による在宅医療提供体制のイメージ ～



【出典】「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日医政局地域医療計画課長通知（令和5年6月29日一部改正））

在宅医療関連の県事業（地域包括ケア推進課所管分）

事業名	細事業名	取組内容	委託先
在宅医療支援事業	在宅医療介護連携支援事業	在宅医療・介護連携に関する市町村支援 総括アドバイザーの配置、各地区コーディネーターとの連絡会、在宅医療・介護連携に関する会議・研修会を開催	県医師会
		訪問診療や往診、看取り体制支援 在宅医療の提供体制構築に向け、在宅医療に係る医師の研修会等を開催	
		在宅医療に係るデータ分析 在宅医療の現状把握、潜在的な課題の可視化を行うため、県内保有の医療データの分析を行い、課題解決に向けた施策を検討	
	入退院支援連携デザイン事業	退院調整看護師等に対する専門研修や市町村包括支援センター職員等に対する研修会の実施、各圏域の地域特性に応じた情報共有ツールの整備や入退院調整ルールの作成等	県MSW協会
	在宅歯科診療の提供のための多職種連携事業	歯科医療関係者・感染症専門医や介護施設福祉関係者を含む関連職種間の協議会・研修会の開催、周知ポスター・リーフレット等の作成	県歯科医師会
訪問看護支援事業	訪問看護総合支援センター事業	運営委員会・圏域別連携会議の開催、コールセンター設置や事業所訪問による相談支援、サービスの質の向上に向けた研修会実施や事業所自己評価の推進、ナースセンターと連携した人材確保の支援、訪問看護の普及啓発・現況調査	県看護協会
	離島及びへき地訪問看護提供体制・強化育成事業	訪問看護師等の質の高い専門的な訪問看護に関する研修受講等、訪問看護師の育成支援・定着を図るために必要な経費の一部を補助	－ (補助金)

在宅医療の推進体制

第8次沖縄県医療計画における位置づけ	医療機関名(R5.12時点)
在宅医療において積極的役割を担う医療機関 退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りに係る体制構築のため、各圏域において、多職種と協働し、積極的に在宅医療を提供する医療機関	【北部】やまだクリニック、今帰仁診療所、かじまやリゾートクリニック、おおいし医院、中央外科、やんばる協同クリニック 【中部】海邦病院、宜野湾記念病院、中部協同病院、愛聖クリニック、統合医療センタークリニックぎのわん、中部ゆくいクリニック、ファミリークリニックきたなかぐすく、マリン住宅クリニック、みどり町クリニック、読谷村診療所、ライフケアクリニック長浜、ろかい住宅クリニック、和花クリニック 【南部】西崎病院、南部クリニック(那覇地区)かかずハートクリニック、きなクリニック、ゆずりは訪問診療所、ライフケアクリニック那覇(浦添地区)牧港中央病院、名嘉村クリニック、まちなと内科住宅クリニック 【宮古】下地診療所、ドクターゴン診療所、ひさまつクリニック 【八重山】ぬちぐすい診療所、とぅもーる診療所
在宅医療に必要な連携を担う拠点 各圏域において、在宅医療に必要な連携を推進する上で中心的役割を果たす機関	北部地区医師会、中部地区医師会、南部地区医師会、那覇市医師会、浦添市医師会、宮古島市、石垣市、竹富町

在宅医療に必要な連携を担う拠点について

第2 医療体制の構築に必要な事項

2 各医療機能と連携

(6) 在宅医療に必要な連携を担う拠点

前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを在宅医療に必要な連携を担う拠点として医療計画に位置付けること。

在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には、市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要である。

また、在宅医療・介護連携推進事業の実施主体と、在宅医療に必要な連携を担う拠点とが同一となることも想定される。さらに障害福祉に係る相談支援の取組との整合性に留意し、事前に市町村と十分に協議することが重要である。

なお、前項の在宅医療において積極的役割を担う医療機関が在宅医療に必要な連携を担う拠点となることも可能である。

① 目標

- ・ 多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること
- ・ 在宅医療に関する人材育成を行うこと
- ・ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと
- ・ 災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと

② 在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる事項

- ・ 地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に行い、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- ・ 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供できるよう、関係機関との調整を行うこと
- ・ 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
- ・ 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
- ・ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること

※ 赤字は第8次医療計画へ向けた指針において新たに記載された内容

求められる事項

- 状況把握、課題抽出、対応策検討
- 関係機関との調整
- 急変時対応、24時間体制、多職種の情報共有の促進
- 研修
- 普及啓発

在宅医療連携拠点と在宅医療・介護連携推進事業の関わり

- 第8次医療計画に向けた「在宅医療の体制構築に係る指針」において、在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には「市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要である」と記載されている。

日常の療養支援

- 多職種協働による患者や家族の生活を支える観点からの医療(在宅医療を含む)・介護の提供の提供
- 緩和ケアの提供
- 家族への支援
- 認知症ケアパスを活用した支援

入院・退院支援

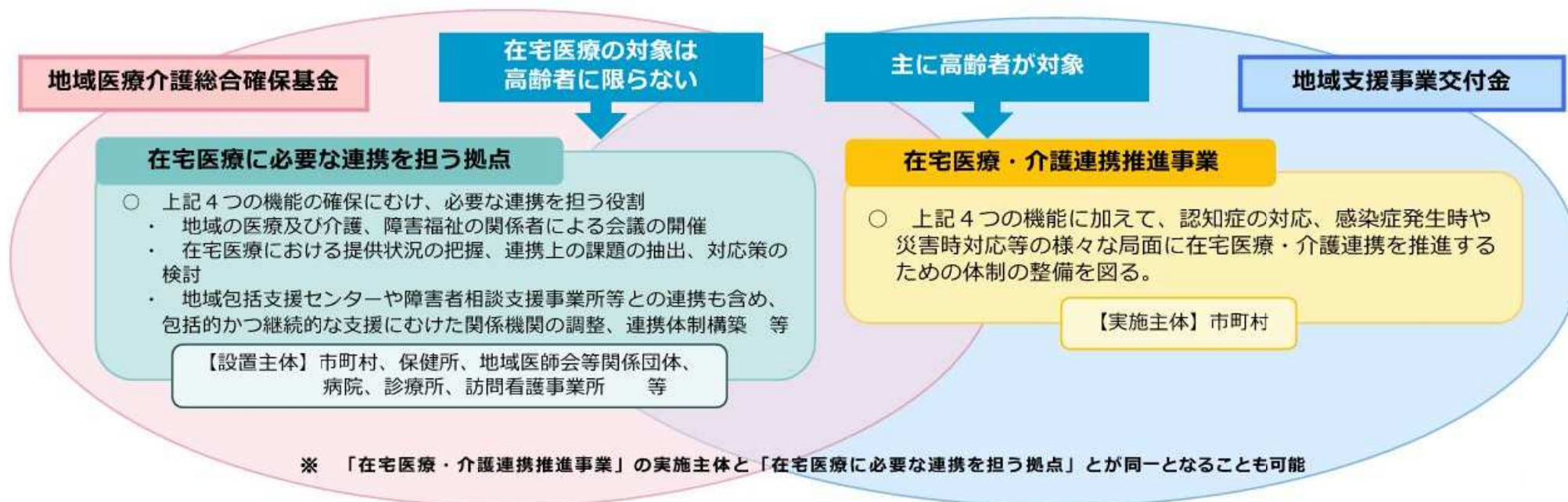
- 入院医療機関と在宅医療・介護に係る機関との協働による退院支援の実施
- 一体的でスムーズな医療・介護サービスの提供

急変時の対応

- 在宅療養者の病状の急変時における往診や訪問看護の体制及び入院病床の確保
- 患者の急変時における救急との情報共有

看取り

- 住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りの実施
- 人生の最終段階における意思決定支援



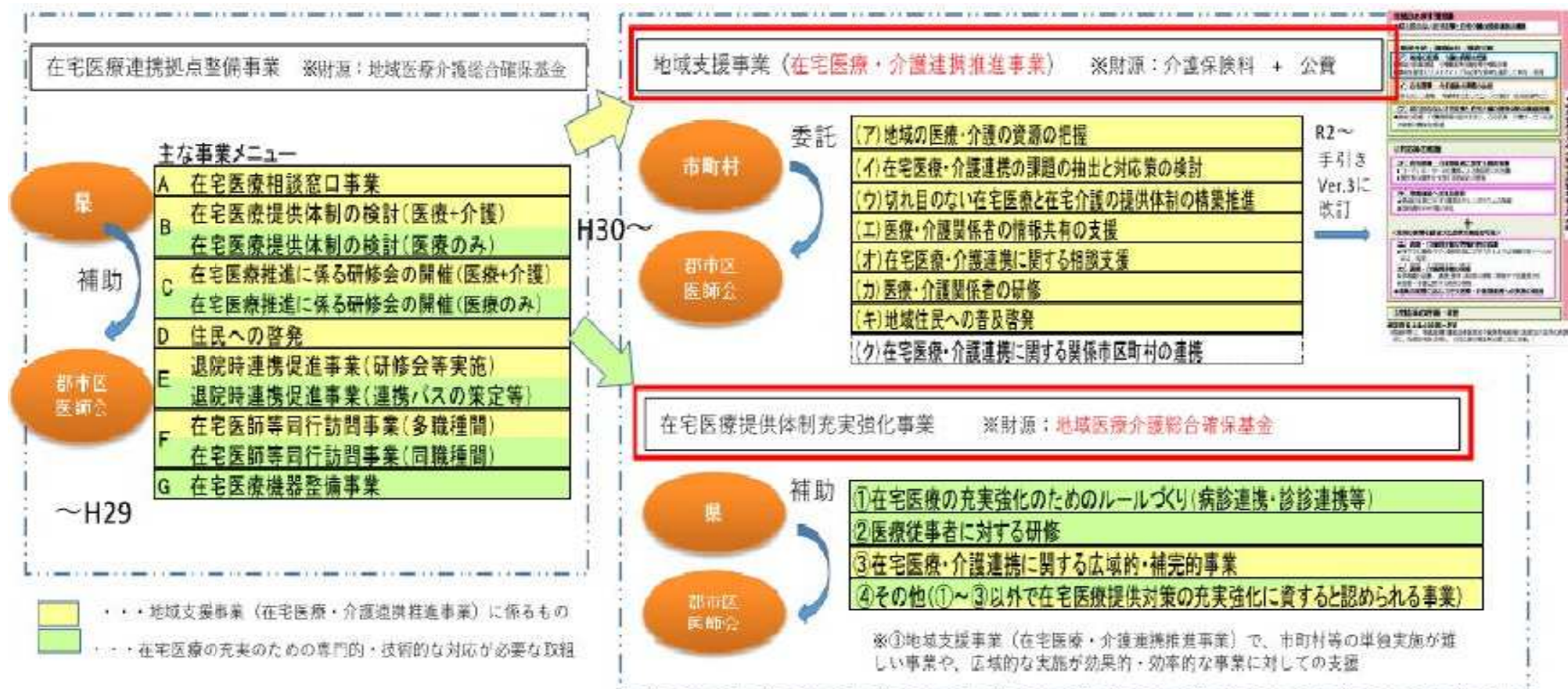
「新潟県」の事例



出典:厚生労働省「在宅医療に必要な連携を担う拠点の整備・運用について」

「福岡県」の事例

在宅医療連携拠点とは、医療連携(病診連携・診診連携等)や在宅医療人材確保、在宅医療・介護連携に関する広域的・補完的事業を実施している



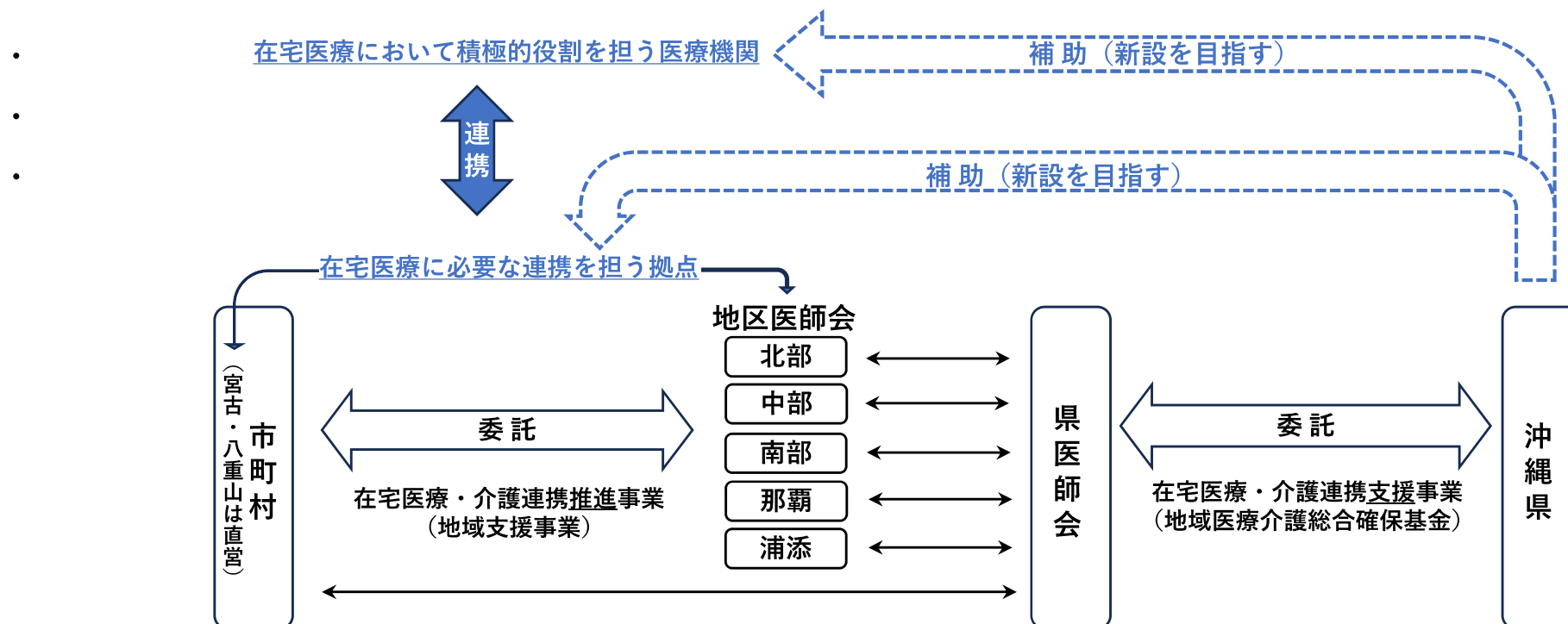
出典：厚生労働省「在宅医療に必要な連携を担う拠点の整備・運用について」

今後の取組イメージ(たたき台)

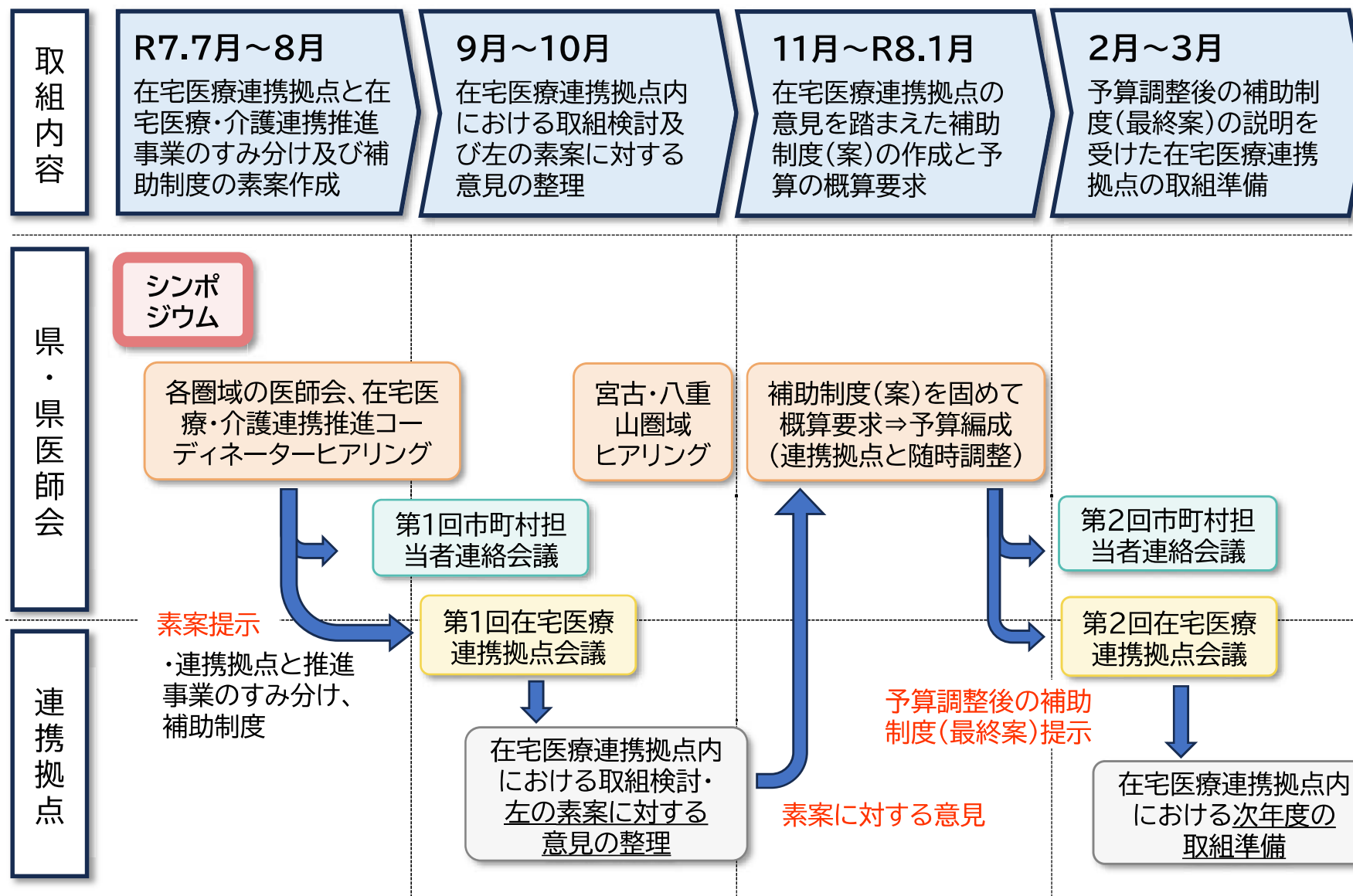
在宅医療連携拠点では、以下に例示するような、在宅医療・介護連携推進事業による充実強化が難しい項目を整理のうえ、各拠点(地区医師会等)による主体的な事業の実施を後方支援する補助制度の創設を検討する。

- (例)
- ❑ 会議の開催:在宅医療の提供状況を踏まえた課題の抽出、必要な対応策の検討
 - ❑ 連携強化:在宅療養者(高齢者施設含む)急変時対応や24時間体制の構築、多職種の情報共有(病診連携、診診連携、介護との連携等)
 - ❑ 研修:在宅医療についての医療、介護関係者等に対する研修の実施
 - ❑ 相談支援:在宅医療に関する地域住民、高齢者施設等の相談・支援等

また、在宅医療連携拠点による調整機能がより発揮しやすくなるよう、在宅医療において積極的役割を担う医療機関への補助制度の創設も併せて検討する。



今後のスケジュール



ご清聴ありがとうございました。

